

京都中丹ジビエ街道づくり推進協議会規約

(名称)

第1条 この組織は、京都中丹ジビエ街道づくり推進協議会（以下「協議会」）という。と称する。

(目的)

第2条 京都府中丹地域で捕れた、森の恵みである良質なジビエ（鹿、猪の肉）の認知度向上とイメージアップに結びつく取組を通して、「京都府中丹地域では安心・安全でおいしいジビエ料理が食べられる」という地域イメージを確立し、ジビエの消費拡大と誘客促進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 京都中丹ジビエ街道づくりに関する企画立案及び運営に関すること。
- (2) ジビエの普及及び啓発に関すること。
- (3) ジビエの研究開発に関すること。
- (4) ジビエの情報発信に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する個人及び団体であって、食品関係法令、「国の野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月14日付け食安発1114号第1号、厚生労働省医薬食品局安全部長通知）等を現に遵守している中丹広域振興局管内で営業を行う飲食店営業者、食肉処理業者、狩猟者等とする。

(入会及び退会)

第5条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

- 2 会長は入会申込書の内容を審査し、役員の承認を得た上で入会の可否を決定し、申込者に文書で通知するものとする。
- 3 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員)

第6条 本会に会長1名、副会長1名以上を置く。なお、会長及び副会長は会員から互選により選出する。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総括する。また、副会長は会長を補佐する。
- 3 役員の任期は2年間とする。ただし再選は妨げない。
- 4 任期途中の交替の場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 活動を推進するため、本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第7条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 規約に関すること。
 - (2) 役員を選任に関すること。
 - (3) 活動計画及び活動報告に関すること。
 - (4) 会員の構成に関すること。
 - (5) その他本会の運営に必要な事項
- 2 会議は会長が必要に応じて招集し、会長が議長を務める。
 - 3 会議は、会員現在数の過半数の出席により成立する。
 - 4 会議の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 協議会の目的を効果的に推進するため、会員以外の個人及び団体等をオブザーバーとして会議に招集することができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、京都府中丹広域振興局に置く。

(その他)

第9条 この規約のほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成28年3月17日から施行する。

(第4条関係)

オブザーバー名簿

法人・団体名
福知山市農林商工部
舞鶴市産業振興部
綾部市農林商工部
福知山市観光協会
舞鶴市観光協会
綾部市観光協会
福知山市衛生協会

(第5条関係)

役職名	氏名
会長	中島健太郎（有限会社田舎暮らし代表取締役）
副会長	河村直貴（レストランソレイユオーナーシェフ）
副会長	山本拓樹（有限会社じゅん代表取締役）
副会長	由良修一（株式会社一粒）

京都中丹ジビエ街道づくり推進協議入会申込書

京都中丹ジビエ街道づくり推進協議会長 様

私は、京都中丹ジビエ街道づくり推進協議会の規約に同意し、京都中丹ジビエ街道づくり推進協議会の会員になることを申込みいたします。

申込日 平成 年 月 日

店名・法人名等	
役職名等	
氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

※申込書に当たっての注意事項

1. 飲食店業者とは、京都府中丹広域振興局管内の固定店舗で営業許可を有している者（個人又は法人）とします。
2. 食肉処理業者とは、京都府中丹広域振興局管内で営業許可を有している者（個人又は法人）とします。
3. 狩猟者とは、京都府中丹広域振興局管内に住所を有し、かつ管内で捕獲・狩猟を行う者とします。

※個人情報については、ご連絡するためであり、それ以外の目的で利用しません。

京都中丹ジビエ街道づくり推進協議会退会届

平成 年 月 日

京都中丹ジビエ街道づくり推進協議会会長 様

私は、このたび、諸般の事情により、平成 年 月 日
をもって退会したく、ここに退会届を提出します。

店名・法人名等	
役職名等	
氏名	